

項目	説明
SDGs	<p>NEW!</p> <p>SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略で、読み方はエスディー・ジーズと言い、「持続可能な開発目標」のことです。2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。簡単にいうと、2016年～2030年までの15年間で世界が達成すべきゴールを表したもので、社会、経済、環境に関わる17の目標と169のターゲットで構成されています。SDGsに取り組むことで、ビジネスとして収益が上がる、持続性が担保される、企業評価が上がる、良い影響を与えるなどが期待できます。ある調査では、就活生が就職先を選んだ基準の第1位に「社会貢献度が高い」が挙げられており、人材確保の点でも有利になるようです。</p>
脱炭素社会・低炭素社会・カーボンニュートラル	<p>NEW!</p> <p>【脱炭素社会】「二酸化炭素をゼロにする」ことを実現した社会。少し前まで世界は「脱炭素社会」ではなく「低炭素社会」を目指していました。しかし、低炭素社会では2015年のパリ協定で決まった「世界平均気温を1.5~2°Cに抑える」という目標の達成が難しいと判断されたため、「脱炭素社会」を目指すようになりました。</p> <p>【低炭素社会】「二酸化炭素を削減する」ことを実現した社会。</p> <p>【カーボンニュートラル】どうしても削減しきれなかった二酸化炭素排出量分を、森林保全活動や植林による吸収量で差し引き(埋め合わせし)、排出量を実質ゼロにすること。</p>
グリーンインフラ	<p>NEW!</p> <p>グリーンインフラは、自然が持っている多様な機能を活用して、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画のことです。グリーンインフラに期待される主な機能には、治水、土砂災害防止、地震・津波減災、大災害時の避難場、水源・地下水涵養、水質浄化、二酸化炭素固定、局所気候の緩和、地域のための自然エネルギー供給、資源循環、人と自然に優しい交通路、害虫抑制・受粉、食料生産、一次産業の高付加価値化、土砂供給、観光資源、歴史文化機能の維持、景観向上、環境教育の場、レクリエーションの場、福祉の場、健康増進・治療の場、コミュニティ維持などです。グリーンインフラは、環境問題だけではなく、人口減少・少子高齢化、地域経済の停滞・格差の拡大、災害リスクの向上といった現代社会が抱えている諸課題に対して、自然の多機能性を活用した分野横断的アプローチとして期待されているため、注目されるようになりました。この点からすると、今後期待されるグリーンインフラとして、</p> <p>【雨水の貯留や浄水機能を有する道路の路側帯や街路樹】、【レクリエーション機能を備えた遊水池や農地】、【災害の避難場所となる防災機能の高い緑地】、【生き物を育む森林と一体となった防潮堤】、【雨水を貯められる市民農園や個人の庭】、【水源涵養機能を備えた森林や農地】などがあります。ただし、グリーンインフラが多様な機能を発揮するには、時間がかかりますので、留意が必要です。</p>
地球温暖化と気候変動	<p>NEW!</p> <p>【地球温暖化】人間活動に起因して大気中に放出されるGHG（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等）によって、地球が暖められる現象です。</p> <p>【気候変動】気候変動とは通常は数十年かそれよりも長い期間持続する、気候状態の変化のこと。気候変動には、自然起源の内部過程あるいは太陽周期の変調、火山噴火などの要因も考えられますが、国連気候変動枠組条約等では、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう」としています。</p>
気候変動緩和策と適応策	<p>NEW!</p> <p>【緩和策】気候変動による人間社会や自然への影響を回避するために、その原因を少なくすること。原因である温室効果ガスの排出を削減することにより、気候変動を抑制する。緩和策には、節電、省エネ、再生可能エネルギーの活用、エコカーの普及、森林を増やすなどがある。効果には、時間がかかるため適応策と両輪で取り組むのがよい。気候変動を抑えるためには、緩和が最も必要かつ重要な対策です。緩和の効果が現れるには長い時間がかかります。また、最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。なので、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠です。</p> <p>【適応策】気候変動による人間社会や自然へ現れる影響に備え、被害を軽減するもしくは回避すること。気候変動により発生、将来予測される猛暑や豪雨等に対して、備えておくこと。対応策には、水利用の工夫、災害に備える、熱中症予防、高温でも育つ農作物の品種改良や栽培、感染症予防の虫刺され注意などがある。2020年、日本は「気候非常事態宣言」を採択しました。また2021年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改訂し、国際社会と足並みをそろえて脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。一方、将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。気候変動の影響は私達の社会に深刻な影響を及ぼすため、日本でも緩和と適応の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが今求められています。</p>

項目	説明
<p>気候変動適応法</p> <p>NEW!</p>	<p>適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進するための法律。</p> <p>気候変動適応法は、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際展開等の4つの柱で成り立っており、それぞれの考え方や進め方が明記されています。</p> <p>気候変動適応法では、国、地方公共団体、事業者、国民、それぞれが適応の推進を担うと明確化されています。国だけが気候変動適応に取り組むのではなく、地方公共団体、事業者、国民が一丸となって取り組まなくては、気候変動の影響に立ち向かうことはできません。もちろん、適応に取り組む主役となる地方公共団体の役割強化は特に配慮されています。</p> <p>また、適応の国際展開も視野に入れ、国際協力の推進や事業者等の取組み、適応ビジネスの促進も目指しています。</p>
<p>環境アセスメント</p>	<p>開発事業を行うにあたり、その事業が環境へ及ぼす影響について把握（調査、予測、評価）し、その結果を事業に反映する手順（合意形成を図る手順）をルール化したものです。このルールのもとで、関係者間で情報交流が行われ、さまざまな意見が事業へ反映されます。</p>
<p>環境アセスメントはいつから</p>	<p>環境アセスメントは、1969年にアメリカにおいて世界で初めて制度化され、日本では、1972年に公共事業に導入されました。その後、国においては閣議決定に基づいて、地方公共団体においては条例や要綱に基づいて実施されてきました。1997年には環境影響評価法が成立しています。</p>
<p>環境影響評価法の目的</p>	<p>環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることが目的とされています。地方公共団体においても考え方は同じで、より地方の実情に応じたものとなっています。</p>
<p>環境アセスメントの対象事業</p>	<p>道路、河川・ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立・干拓、新住宅市街開発、新都市基盤整備、造成、港湾計画などが環境影響評価法の対象事業となっています。環境影響評価法では、これらの事業が、規模の大きさによって、必ず環境アセスメントを行う第一種事業、環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する第二種事業に分類されます。条例では、そこで対象外となった事業でも、地域の実情に応じて事業規模により、環境アセスメントの義務付けがなされます。</p>
<p>環境アセスメントにおける調査項目</p>	<p>調査対象となる環境要素は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、地形・地質、地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスなどが主なものです。地方公共団体によっては安全性や低周波音などの項目が含まれることもあります。</p>
<p>戦略的アセスメント</p>	<p>通常のアセスメントは、個別事業の実施段階（事業が具体的にになった段階）で実施しますが、戦略的アセスメントは、政策段階や上位計画段階（事業の位置・規模等の検討段階）で実施します。この段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の比較・検討をすることで、重大な環境影響を事前に回避、低減することを目指しています。</p>

項目	説明
環境基準	<p>人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。このため、環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。</p> <p>現在、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に係る環境基準 ・騒音に係る環境基準 ・航空機騒音に係る環境基準 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準 ・水質汚濁に係る環境基準 ・地下水の水質汚濁に係る環境基準 ・土壌の汚染に係る環境基準 ・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準 <p>が定められています。</p>
環境アセスメントの主な流れ	<p>主な流れは、概ね以下のようになります。</p> <pre> 配慮書の作成 ↓ ←意見 対象事業に係る計画策定 ↓ (スクリーニング) ↓ 方法書の作成 ↓ 説明会 ↓ ←意見 アセスメント（調査・予測・評価）の実施 ↓ 準備書の作成 ↓ 説明会 ↓ ←意見 評価書の作成 ↓ ←意見 </pre>

項目	説明
	<p>補正評価書の作成 ↓ 許認可等での審査 ↓ 事業の実施 ↓ 工事中・供用後の事後調査（モニタリング） ↓ 報告書の作成</p>
規制基準	<p>法律または条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準（具体的に公害等の発生源を規制する基準）です。工場等はこの基準を守る義務が課せられています。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語で用いられています。</p>
土壌汚染	<p>土壌は、人間を含んだ生き物が生きていく上で、なくてはならないもので、地中にいる生き物が生活する場でもあり、農作物は土壌に含まれる水分や養分によって育ちます。このような土壌が、人間にとって有害な物質によって汚染された状態を土壌汚染といいます。原因としては、工場等の操業に伴って発生した有害な物質の不適切な取り扱いや、それらの物資の地下への浸透などが考えられます。土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけでなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。</p>
土壌汚染対策の取り組み	<p>土壌汚染対策は、人の健康被害を防止する目的で作られた「土壌汚染対策法」に基づいて、実施されます。この法律では、土壌溶出量基準／土壌含有量基準を超える有害物質がある場合には規制されます。健康被害の恐れがある場合には要措置区域に、健康被害の恐れがない場合には形質変更時要届出地域に指定されます。要措置区域では、“封じ込め”（土壌汚染の摂取経路を「きれいな土」や「コンクリート等」により物理的に遮断する対策）や、“土壌汚染の除去”（汚染された土壌を浄化や除去する対策）が取られることとなります。</p>
パリ協定	<p>平成27年12月にフランスで行われた国連気候変動枠組み条約締約国会議（C O P 2 1）で採択された新しい地球温暖化対策の国際ルールがパリ協定です。今世紀後半に世界全体で温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標にしています。全ての国が削減目標を自主的に作って、達成に向けた国内対策を取ることが義務づけられました。</p>
低周波音	<p>一般に、人では20Hz～20kHzの周波数の音が聞こえるといわれています。この周波数の範囲を可聴域と言います。低周波音とは、1Hz～80Hzの周波数帯の音のことで、聞こえないものも含んでいます。このうち、1Hz～20Hzの音を超低周波音と呼ぶことがあります。低周波音は、火山の爆発等の自然現象、橋梁等の大型構造物の振動、振動篩、大型ファン、ディーゼルエンジン、ボイラー、コンプレッサー送風機、ダム放水、風力発電施設等から発生するとされています。高速走行する鉄道のトンネルへの入出の際にも発生します。建具のがたつきや、不快感・圧迫感を引き起こすことがあります。</p>